

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
【鬼石資源化センター一般廃棄物最終処分場】

1. 処理能力

日平均処理量 16 m³/日

2. 処理方法

水処理：集水槽（工事範囲外）＋調整槽＋生物処理（回転円板法）＋凝集沈殿＋高度処理（砂ろ過・活性炭）＋消毒→放流

汚泥処理：汚泥濃縮＋貯留＋脱水→埋立処分

3. 公害防止基準

1) 排水基準値

(1) 放流先の種類：河川（思川：環境基準A類型）

(2) 排水基準：pH、BOD、COD、SS及び大腸菌群数については下記の基準値とする。なお、下記以外の項目については「排水基準を定める総理府令（昭和46年6月21日総理府令第35条）」を遵守するものとし、排水基準は同法に定めるものとする

pH	5.8～8.6
BOD	10 mg/ℓ以下
COD	10 mg/ℓ以下
SS	10 mg/ℓ以下
大腸菌群数	1,000個/ml以下

2) 騒音基準値

敷地境界線において下記の基準値とする。

用途地域	昼間	朝・夕	夜間
指定なし	60 dB以下	55 dB以下	50 dB以下

3) 振動基準値

敷地境界線において下記の基準値とする。

用途地域	昼間	夜間
指定なし	70 dB以下	65 dB以下

環境モニタリングについて

環境モニタリングは「群馬県廃棄物処理施設の構造及び維持管理に関する基準」に基づき行うものとする。

地下水モニタリング項目

項目	方法	回数
カドミウム 鉛 砒素 アルキル水銀 ジクロロメタン 1.2-ジクロロエタン シス-1.2-ジクロロエチレン 1.1.1-トリクロロエチレン 1.1.2-トリクロロエチレン トリクロロエチレン 1.3-ジクロロプロペン シマジン ベンゼン	全シアン 六加クロム 総水銀 PCB 四塩化水素 1.1-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン チウラム チオベンカルブ セレン	水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づき環境庁長官が定める検定方法（平成元年8月環境庁告示第39号） 遮断型最終処分場にあつては1月に1回以上 安定型最終処分場にあつては1年に1回以上 管理型最終処分場にあつては4月に1回以上
水素イオン濃度 生物化学的酸素要求量 化学的酸素要求量	水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号）別表第2に掲げる方法	
塩素イオン	日本工業規格K0102.35に定める方法	

浸出水及び放流水モニタリング項目

物質又は項目	期間
カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	シアン化合物 六加クロム化合物 3月
有機化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルトロン及びE P Nに限る） アルキル水銀化合物 トリクロロエチレン ジクロロメタン 1.2-ジクロロエタン シス-1.2-ジクロロエチレン 1.1.2-トリクロロエタン チウラム チオベンカルブ セレン及びその化合物	PCB テトラクロロエチレン 四塩化水素 1.1-ジクロロエチレン 1.1.1-トリクロロエタン 1.3-ジクロロプロペン シマジン ベンゼン 1年
水素イオン濃度 化学的酸素要求量 ノルマルヘキササン抽出物質含有量	生物化学的酸素要求量 浮遊物質 1月
フェノール類含有量 亜鉛含有量 溶解性マンガン含有量 弗素含有量 窒素含有量 ホルムアルデヒド	銅含有量 溶解性鉄含有量 クロム含有量 大腸菌群数 燐含有量 6月